

写

資料1-1

19環保第640号
平成19年5月18日

福島県環境審議会長様

福島県知事



大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準
を定める条例の一部改正等について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号）第96条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諒問事項

- (1) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める
条例の一部改正について
(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について

2 諒問理由

- (1) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める
条例の一部改正について

本県では、ふつ素及びその化合物（以下「ふつ素」という。）に係る排水基準について、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）により、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（海域：15 mg/L、海域以外：8 mg/L）より厳しい排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。海域：8又は10 mg/L）を定めている。その際、この上乗せ排水基準に直ちに対応することが困難な業種については、一律排水基準の適用に関する国（環境省）の考え方を準じて暫定排水基準を設定しており、平成19年6月30日まで適用することとしている。

今般、現行の上乗せ条例に係る暫定排水基準が平成19年6月30日をもって適用期限を迎えることから、現在、環境省が定めようとしている暫定措置との整合を図るために、上乗せ条例の一部を改正することとしたい。

- (2) 福島県生活環境保全等に関する条例に基づく排水基準の一部改正について

本県では、公共用水域の水質を良好に保全するため、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「生活環境条例」という。）により水質汚濁防止法では規制対象とならない12の業種又は施設を設置する工場・事

業場を「排水指定事業場」として規定し、排水指定事業場排水基準を定めている。このうち、ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）並びにふっ素については、平成15年3月に排水指定事業場排水基準（ほう素…海域：230 mg/L、海域以外：10 mg/L、ふっ素…海域：10又は15 mg/L、海域以外：8 mg/L）を定めている。その際、排水指定事業場排水基準を直ちに達成することが困難な業種については、一律排水基準の適用に関する国（環境省）の考え方に基じて暫定排水基準を設定し、平成19年6月30日まで適用することとしている。

今般、現行の排水指定事業場排水基準に係る暫定排水基準が平成19年6月30日をもって適用期限を迎えることから、上乗せ条例との整合を図るため、生活環境条例に基づく排水基準の一部を改正することとしたい。

3 改正内容

- (1) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について
 - ア 暫定排水基準の適用対象から、貴金属製造・再生業、プラスチック金属複合板製造業及びふっ化水素酸製造業の3業種を除き、これら3業種については、一律排水基準を適用することとする。
 - イ 暫定排水基準の適用期間を平成22年7月31日までとする。
- (2) 福島県生活環境保全等に関する条例に基づく排水基準の一部改正について
 - ア 暫定排水基準の適用期間を3年間延長し、平成22年6月30日までとする。

資料1-2

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について

平成19年 6月
福島県生活環境部

1 ふつ素及びその化合物に係る排水基準について

(1) 水質汚濁防止法の排水基準について

水質汚濁防止法の排水基準は、公共用水域の環境基準を達成・維持するため、特定事業場からの排出水中の汚染物質を全国一律の濃度基準で規制することを目的として、42項目について排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）で定められている。このうち、ふつ素及びその化合物（以下「ふつ素」という。）については、平成11年に人の健康の保護に関する水質環境基準として追加設定されたことを受けて、平成13年6月に有害物質に区分されて一律排水基準（海域：15mg/L、海域以外：8mg/L）が定められたが、この基準に直ちに対応することが困難な業種については、平成19年6月30日までの期限で暫定排水基準が適用されている。

今般、この暫定排水基準が適用期限を迎えることから、環境省では平成19年6月1日に省令を改正し、同年7月1日以降の暫定措置を定めた（別紙1）。

(2) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の排水基準について

水質汚濁防止法の一斉排水基準は、最低限の許容濃度として定められていることから、同法では、都道府県知事が地域の実情に応じて一斉排水基準よりも厳しい基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を定めることができる旨を規定しており、本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）を制定し、上乗せ排水基準を設定している。

このうち、ふつ素については、平成13年当時、特殊項目の区分に位置付けして排水規制が行なわれていたが、国が有害物質の区分に位置付けを変更したことから、本県では平成13年12月、国の一斉排水基準と整合が図られた上乗せ排水基準（海域：8又は10mg/L）を新たに定めた（海域以外：一斉排水基準のまま8mg/L）。その際、上乗せ排水基準に直ちに対応することが困難な業種については、国の一斉排水基準の適用の考え方による暫定排水基準を設け、平成19年6月30日まで適用することとし、現在に至っている。

2 ふつ素に係る上乗せ排水基準の一部を改正する必要性

上乗せ条例のふつ素に係る暫定排水基準は、平成19年6月30日をもって適用期限を迎えることから、平成19年7月1日以降の暫定措置を定める必要があるが、その際、従前の上乗せ条例の考え方を踏襲し、国の一律排水基準の適用の考え方と整合を図る必要がある。

なお、仮に、整合を図らないと、次のような事態が生じることとなる。

- ① 国の暫定排水基準の適用対象から除外される下記の3業種について、上乗せ条例でも適用対象から除外しないと

⇒⇒上乗せ排水基準が一律排水基準より緩い値となり齟齬が生じる。

- ② 国の暫定排水基準の適用期間が延長される残りの6業種について、上乗せ条例で適用期間を延長しないと

⇒⇒現在適用されている排水基準よりも緩い値となる。

3 ふつ素に係る排水基準の改正案（別紙2のとおり）

(1) 国（環境省）の平成19年7月1日以降の暫定措置としては、現在、暫定排水基準が定められている9業種のうち、貴金属製造・再生業、プラスチック金属複合板製造業及びふつ化水素酸製造業の3業種を暫定排水基準の適用対象から除き、一律排水基準を適用させるよう移行させることから、この考え方へ沿って、上乗せ条例に定める暫定排水基準の適用対象から、この3業種を除く。

(2) 残りの6業種については、国では、暫定排水基準の適用期間を平成22年6月30日まで3年間延長する予定であるが、上乗せ条例の施行における課題を解消するため、上乗せ条例に定める暫定排水基準の適用期間については、平成22年7月31日までとする。

以上の改正により、貴金属製造・再生業、プラスチック金属複合板製造業及びふつ化水素酸製造業の3業種のみが一律排水基準適用に移行し、他の業種については現行どおりの規制が継続されることとなる。

4 上乗せ排水基準の改正案の設定に際しての検討・配慮事項

(1) 上記3(1)の3業種に該当する特定事業場は、県内に1事業場が所在しているが、上乗せ条例の暫定排水基準が適用されていないため、事業場において条例改正に伴う新たな対応は不要である。

(2) 残りの6業種に該当する特定事業場は、県内に2, 385事業場が所在し、このうち356事業場に上乗せ条例の暫定排水基準が適用されているが、適用を延長しないと、排水処理技術上の課題などから電気めっき業など数事業場において排水基準の達成が困難な状況になる。

（別紙3）